# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	自立支援関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、自立支援関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響 を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を 遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減さ せるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の 権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

山口市長

### 公表日

平成31年3月29日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	自立支援関係事務
②事務の概要	【事務の概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業に関する事務を行う。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①障害福祉サービスの受付・審査 ②障害支援区分の認定審査会の開催および認定書等発行 ③障害福祉サービスの決定通知書および受給者証発行 ④障害福祉サービス受給者の国保連合会への異動情報提供および請求情報取込・確認 ⑤更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査 ⑥更生医療、精神通院医療、育成医療の認定通知書および受給者証発行 ⑦更生医療、育成医療の医療費請求報審査 ⑧補装具の受付・審査・決定通知書等発行 ⑨補装具の受付・審査・決定通知書等発行 ⑨神域生活支援事業の受付・審査・決定通知書等発行 ①地域生活支援事業の受付・審査・決定通知書等発行 ①地域生活支援事業の言求内容確認 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	保健福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の84の項
4. 情報提供ネットワークシ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
①実施の有無	<選択肢>
	o, 1/1/2
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 番号法第19条第7号及び別表第二8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55条、59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第108、109、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、3 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8、9、10、11の項
②法令上の根拠  5. 評価実施機関における	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55条、59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第108、109、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、3 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8、9、10、11の項
	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55条、59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第108、109、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、3 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8、9、10、11の項
5. 評価実施機関における	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55条、59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第108、109、110の項 番号法第19条第2日及び番号で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、3 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8、9、10、11の項
5. 評価実施機関における ①部署	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 番号法第19条第7号及び別表第二8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55条、59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第108、109、110の項 番号法第19条第7号及び別表第108、109、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、3 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8、9、10、11の項  担当部署 山口市健康福祉部障がい福祉課

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

山口市健康福祉部障がい福祉課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2794

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			平成31年2月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成	31年2月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[ 基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3)					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[	]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを		]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	0-5 0-5				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい					
8. 監査									
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査 [  ] 外部	『監査				
9. 従業者に対する教育・啓発									
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行 2)十分に行っている 3)十分に行っていな					

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_①部署	山口市健康福祉部高齢・障がい福祉課	山口市健康福祉部障がい福祉課	事後	
平成28年7月1日	I 関連情報_5. 評価実施機 関における担当部署_②所属 長	課長 鈴木 徹行	課長 繁永 秀男	事後	
平成28年7月1日		山口市健康福祉部高齢・障がい福祉課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2794	山口市健康福祉部障がい福祉課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2794	事後	
平成29年12月28日		(略) なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に 基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び 情報提供ネットワークを介して情報の照会と提 供を行う。	(略) なお、上記の事務に関して、番号法別表第二及 び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報 の提供に関する規則に基づき、各情報保有機 関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを 介して情報の照会と提供を行う。	事後	
平成29年12月28日	I 関連情報_4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携_②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二16、26、56 の2、87、116の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第108、109、110 の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、14、19、27、30、31、44、55条、59条の2(情報照会の根拠)番号法第19条第7号及び別表第108、109、110の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令555条、55条の2、3・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報_4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携_②法令上の根拠	(略) ・山口市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例第4条第1項及び別表第一の6、7、8 の項	個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報_5. 評価実施機 関における担当部署_②所属 長	課長 繁永 秀男	課長 松尾 彰	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機 関における担当部署_②所属 長	課長 松尾 彰	障がい福祉課長	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ しきい値判断_1.対象人 数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	